所沢市我が家の耐震診断補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、埼玉県建築物耐震改修促進計画及び所沢市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内において既存建築物の耐震診断又は構造計算再チェック（以下「耐震診断等」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、市民が安全で安心した生活のできる災害に強い住環境を整備することを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助の対象となる建築物）

第２条　補助の対象となる建築物は、次に掲げる要件に該当する市内の既存建築物とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していることが明らかな建築物又は国、地方公共団体及びこれに準ずる機関の建築物を除く。

(１)　耐震診断　昭和56年５月31日以前に工事に着手した建築物で、次のいずれかに掲げるもの

ア　建築物の用途が住宅であるもの

イ　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第14条第１号に規定するもののうち同条に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当するもの（共同住宅等に該当するものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）

ウ　特定既存耐震不適格建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第３号に規定するもの（以下「通行障害建築物」という。）

エ　建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第３号に該当する建築物のうち、埼玉県都市整備部長が定める主要な路線沿道にある建築物であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第１号に掲げる建築物及び木造以外の建築物で３以上の階数を有し、又は工場若しくは倉庫の用途に供するもので床面積の合計が500平方メートル以上の建築物

(２)　構造計算再チェック　昭和56年６月１日以降に工事に着手した建築物であって、その用途が共同住宅であるもの

（補助の対象となる耐震診断等）

第３条　補助の対象となる耐震診断は、次に掲げるものとする。

(１)　木造の住宅及び特定既存耐震不適格建築物にあっては、一般財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準又はこれと同等の耐震診断方法（以下「耐震診断基準」という。）により、建築物の地震に対する安全性を評価したもの

(２)　木造以外の住宅及び特定既存耐震不適格建築物にあっては、耐震診断基準により、建築物の地震に対する安全性を評価したものであって、安全性を評価した結果について別表第１に掲げる第三者機関による審査を受けて適正と認められたもの

２　補助の対象となる構造計算再チェックは、建築基準法第６条第１項の規定による確認申請書に添付された構造計算書及び構造計算書に基づき作成された設計図書について、別表第２に掲げる第三者機関により建築基準法等に照らして妥当なものであるかの審査を受けたものとする。

（安全性の評価を行う者）

第４条　前条第１項において安全性を評価する者（以下「安全評価者」という。）は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定により登録を受けている建築士事務所（木造の住宅にあっては、原則として、市内に営業所を有する事務所）に所属している同法第２条第１項に規定する建築士（同法第３条から第３条の３までに掲げる建築物の区分に応じた者をいう。）とする。

（補助の対象者）

第５条　一戸建ての住宅又は兼用住宅（住宅以外の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の２分の１未満のものに限る。以下同じ。）の耐震診断について補助金の交付を受けることができる者は、当該建築物を所有している者又は当該建築物に居住している者とする。

２　長屋若しくは共同住宅又は特定既存耐震不適格建築物、通行障害建築物若しくは第２条第１号エに該当する建築物の耐震診断及び構造計算再チェックについて補助金の交付を受けることができる者は、当該建築物を所有している者とする。

（補助額等）

第６条　耐震診断等に対する補助額は、次に掲げる額とする。ただし、補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(１)　耐震診断

ア　一戸建ての住宅又は兼用住宅　１棟につき耐震診断に要した費用（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額（社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年３月26日国官会第2317号）附属第Ⅲ編イ―16―(12)―①に定める基礎額）を限度とする。以下この号において同じ。）の３分の２に相当する額。ただし、５万円を限度とする。

イ　木造の長屋又は共同住宅　１棟につき耐震診断に要した費用の３分の２に相当する額又は住宅の戸数に２万円を乗じた額のうちいずれか低い額。ただし、20万円を限度とする。

ウ　木造以外の長屋又は共同住宅　１棟につき耐震診断に要した費用の３分の２に相当する額又は住宅の戸数に５万円を乗じた額のうちいずれか低い額。ただし、100万円を限度とする。

エ　特定既存耐震不適格建築物　１棟につき耐震診断に要した費用の３分の２に相当する額。ただし、100万円を限度とする。

オ　通行障害建築物　１棟につき耐震診断に要した費用の３分の２に相当する額。ただし、200万円を限度とする。

カ　第２条第１号エに該当する建築物　１棟につき耐震診断に要した費用の６分の５に相当する額。ただし、250万円を限度とする。

(２)　構造計算再チェック　１棟につき構造計算再チェックに要した費用の２分の１に相当する額。ただし、15万円を限度とする。

２　補助金の交付は、補助の対象となる建築物１棟につき原則として１回とする。

（補助の申請手続）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所沢市我が家の耐震診断補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、耐震診断等の実施前に市長に提出しなければならない。

(１)　補助の対象となる建築物の建築時期を明確にできる書類

(２)　補助の対象となる建築物の所有者であることが確認できる書類（所有者が法人の場合は登記事項証明書）。ただし、一戸建ての住宅又は兼用住宅の耐震診断の場合にあっては、補助の対象となる建築物に居住していることが確認できる書類をこれに代えることができる。

(３)　耐震診断等の見積書の写し

(４)　付近見取図

(５)　配置図、各階平面図（一戸建ての住宅又は兼用住宅であって既存図面がない場合は除く。）

(６)　耐震診断の場合にあっては、安全評価者に係る建築士法第５条及び第23条の３の規定による登録が確認できる書類

(７)　共同住宅（区分所有の場合に限る。）の耐震診断又は構造計算再チェックの場合にあっては、耐震診断等に係るマンション管理組合の総会の議決書の写しその他の耐震診断等の実施の決議がなされていることが確認できる書類

(８)　代理者によって申請をする場合にあっては、委任状

(９)　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに所沢市我が家の耐震診断補助金交付申請取下届（様式第１―２号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付適合通知等）

第８条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、この要綱に適合していると認めたときは、所沢市我が家の耐震診断補助金交付適合通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査により、この要綱に適合していないと認めたときは、所沢市我が家の耐震診断補助金交付不適合通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

３　申請者は、第１項の規定による通知を受けた後に、安全評価者と耐震診断等の契約の締結をするものとする。

（申請内容の変更等）

第９条　前条第１項の規定により適合通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請内容等に変更があったときは、所沢市我が家の耐震診断補助金交付申請変更申請書（様式第４号）に変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

２　前条の規定は、前項の場合に準用する。

３　補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに所沢市我が家の耐震診断補助金交付申請取下届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（耐震診断等の実績報告）

第10条　耐震診断に係る補助対象者は、耐震診断が完了したときは、所沢市我が家の耐震診断補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

(１)　耐震診断報告書（現地調査写真及び現況図面を含む。）

(２)　別表第１に掲げる第三者機関による審査を受けたことが確認できる書類の写し（木造の住宅を除く。）

(３)　耐震診断に要した費用の領収書の写し（補助対象者宛てのものに限る。）

(４)　契約書の写し（一戸建ての住宅又は兼用住宅は除く。）

(５)　その他市長が必要と認める書類

２　構造計算再チェックに係る補助対象者は、構造計算再チェックが完了したときは、所沢市我が家の耐震診断補助金実績報告書に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

(１)　構造計算再チェック報告書

(２)　構造計算再チェックに要した費用の領収書の写し（補助対象者宛てのものに限る。）

(３)　契約書の写し

(４)　その他市長が必要と認める書類

３　前２項の報告は、補助金の交付適合通知のあった日の属する年度の１月31日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定通知等）

第11条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正に耐震診断等が行われたと認めたときは補助金の額を決定し、所沢市我が家の耐震診断補助金交付決定通知書（様式第７号）により補助対象者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めたときは、所沢市我が家の耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第８号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条　前条第１項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、所沢市我が家の耐震診断補助金交付請求書（様式第９号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条　市長は、補助決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（平成22年３月31日）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月31日から施行する。

附　則（平成24年３月30日）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月21日）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年11月25日）

（施行期日）

１　この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に改正前の所沢市我が家の耐震診断補助金交付要綱の規定により補助金の申請をしている特定建築物又は緊急輸送道路閉塞建築物は、改正後の所沢市我が家の耐震診断補助金交付要綱の規定により補助金の申請をしている特定既存耐震不適格建築物又は通行障害建築物とみなす。

附　則（平成27年３月25日）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月30日）

この要綱は、平成28年３月31日から施行する。

附　則（平成29年１月４日）

この要綱は、平成29年１月４日から施行する。

附　則（平成31年３月31日要綱）

この要綱は、平成31年３月31日から施行する。

附　則（令和３年３月31日要綱）

この要綱は、令和３年３月31日から施行する。